**令和２年度大阪府立稲スポーツセンター指定管理者評価項目・評価基準**

※評価は、S～Cの４段階とし、Aを標準とする。

| 評価基準（内容） | 指定管理者の自己評価 |  | 施設管理者の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価S～C | 評価S～C |
| １施設の設置目的（身体障がい者福祉センターＡ型の機能）及び管理運営方針 | （１）施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営しているか・障がい者のスポーツ及び文化芸術（レクリエーション）その他の障がい者の社会参加の促進に資する活動を支援する（２）指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や組織体制運営等を適正に行っているかまた、関係法令を遵守しているか①　第三者への委託は適切に行われているか②　年間事業計画書等を適切に提出しているか③　事業報告書等を適切に提出しているか④　指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか⑤　府が管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか⑥　個人情報の取扱い⑦　情報公開への対応⑧　公正採用への対応⑨　人権研修の実施⑩　障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令⑪　大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立稲スポーツセンター管理規則など、稲スポーツセンターの運営を行うにあたり必要な条例、規則⑫　労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令⑬　その他関係法規、通知、要領等⑭　本要項、協定、提案、その他本府との事前協議による合意、その他府の指示等 | （１）　大阪府社会福祉施設設置条例や身体障害者福祉法を遵守した運営を実施　障がい者スポーツ拠点施設の稲スポーツセンターとして、特性を活かして障がい者への貸館にかかわる減免や合理的配慮提供、障がい者利用の安全性を確保し、障がい者の利用環境を整備　上級障害者スポーツ指導員、中級障害者スポーツ指導員、専属指導員を配置し、障がい者が安心して来館でき拠点施設としてスポーツ等に参加できる環境・専門性を整えた。また、専門性を活用し支援学校、府主催事業、学校や地域に指導員派遣など連携事業や大阪府教員対象の障がい者スポーツ研修を実施　大阪府立障がい者交流促進センターとの連携事業を実施するとともに国際障害者交流センターに事業について助言をいただいた。※コロナウイルス感染拡大防止のため休館期間あり　施設は、6月1日より再開　事業は、7月1日より再開　スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」また、「FIAフィットネス施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン」に基づき運営するとともに、大阪コロナ追跡システム、厚労省アプリ「COCOA」の導入を推進※コロナ対策　基本対策　検温：施設再開時は入館者全員に検温を実施。自宅での検温が定着したため、未検温者にのみ非接触型体温計で検温。　手洗い：手洗い啓発のポスターを掲示及び声掛け。トイレ・更衣室にある各洗面台には、薬用せっけんとペーパータオルを設置。　また、自動アルコールディスペンサー3台を入り口等に設置し　手指消毒を徹底。　消毒：手や人と接する箇所を消毒。受付では、ボールペン・バインダー等の返却がある都度消毒。ロッカーキーの返却時に使用ロッカー本体とキーを消毒。　使用物品では、卓球台・バスケットボール・ピン球など可能な物品をすべて消毒　マスク：来館者全員にマスク着用をお願いし、忘れた方には施設よりマスクを渡す。トレーニング室は、運動中もマスクを着用。体育館は任意になるが、原則着用をお願いしている。　換気：施設すべての窓・扉を開け換気量を十分に確保している。冷暖房効果が下がるため、夏季冬季はフル運転を実施。　3密になりやすい更衣室では、サーキュレータを各3台設置し空気の流れをつくり換気するとともに、定員6名で3密回避を図る。　その他、大阪府からの指示・情報提供や業種別ガイドラインに則り感染症拡大防止策を実施。　事業開催　定員を半数にしての開催となったが、可能な限り開催数を増やし一人でも多くの方に参加いただけるように努めた。　事業開催回数　　当初計画（4～3月）　　441回　　　　　　　　　修正計画（7～3月）　　423回（予定）＜スポーツ＞・エンジョイスポーツ・バドミントン練習会・ショートテニス練習会・フライングディスク練習会・キッズクラブ・卓球サークル・ビームライフル射撃サークル・バスケットボールサークル・エアロビクスダンス・卓球スキルアップ練習会・卓球ステップアップ練習会・フライングディスクディスタンス練習会・サマーキッズクラブ・スポーツ教室・卓球練習会・エンジョイダンス・ダンスレッスン・ジュニアスポーツ・チャレンジスポーツ・いきいき健康体操・レクリエーション大会（中止）　　代替イベント「障がい者スポーツ体験会」　　　　　　　　　車いすバスケット、ボッチャ等・稲スポーツセンター杯卓球大会（中止）　　代替イベント「特別卓球サークル」「特別卓球マシン練習会」　　　　　　　　「特別卓球開放」～スタッフと卓球しよう～＜文化＞・音楽レクリエーション・親子音楽あそび・音楽クラブ・手作りおやつ教室・クラフト教室・ジャンベ（太鼓）クラブ・インテリアガーデニング・書き方教室・和太鼓教室・活動展・笑いーヨガ（中止）スキンシップが多く、大声で笑う種目で協会と協議の上、中止・メイクサービス体験（中止）　　身体接触があり至近距離なため協会と協議の上、中止・映画（DVD）鑑賞会（中止）・ふれあいコンサート（中止）・クリスマスコンサート（中止）　　代替イベント「障がい者特別体育館開放」「障がい者卓球開放」・あいあいプラザ祭り【共催事業】（中止）（２）1. 第三者への委託については、「第三者に委託等を行う業務について（申請）」（3/30提出）の通り、本募集要項、大阪府の基準、条例などに基づき適正に実施

②　府への年間事業計画書の提出は、必要に応じ適切に実施③　府への事業報告書の提出等各種報告は、必要に応じ適切に実施④　府への管理状況の提出等各種報告は、必要に応じ適切に実施⑤　府から管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は、適切に対応⑥　「大阪府個人情報保護条例」及び当法人「個人情報保護規程」に基づき適正に運用⑦　当法人「情報保護規定」に基づき適正に管理⑧　「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき「公正採用選考人権啓発推進員」を設置するとともに、大阪府「公正な採用選考のために」に基づき公正な採用選考を実施⑨　年2回の研修を計画しており第1回目は、9/25に実施　　　　第2回目は、2月の予定⑩　関係法令を遵守して適切に管理運営を実施　　 ⑪　関係法令を遵守して適切に管理運営を実施　⑫　労働関係法令他その関係法令、要項、協定、府の指示などを遵守し適切に運用　　⑬　その他関係法規、通知、要領等を遵守し適切に運用　　⑭　本要項、協定、提案、その他府との事前協議による合意を遵守し運用し、その他府の指示等に協力 | A | （１）利用者本位の考えのもと、障がい者スポーツ拠点施設として障がいのある方々にスポーツ及び文化芸術(レクリエーション)を提供し、社会参加の促進を図っている。上級障害者スポーツ指導員、中級障害者スポーツ指導員、専属指導員を配置し、拠点施設としてスポーツ等に参加できる環境・専門性を整えている。専門性を活用し支援学校、府主催事業、学校や地域に指導員派遣など連携事業や大阪府教員対象の障がい者スポーツ研修等を実施している。多種多様なスポーツ・文化事業を開催している。新型コロナウイルス感染症の影響により、中止を余儀なくされたものや規模を縮小して開催したものなどもあるが、代替事業の開催や開催数を増やすなど工夫しながら実施している。以上のことから、概ね施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営していると判断される。（２）1. 第三者への委託は募集要項や条例等に基づき適切に行われている。
2. 年間事業計画書等を適切に提出している。
3. 事業報告を適切に実施している。
4. 指定期間中の管理状況（経理状況）を定期的に府に報告している。
5. 府から管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は、適切に対応している。
6. 個人情報の取扱いについては関連法令等に基づき適正に運用している。
7. 情報公開への対応については「情報公開規定」に基づき適正に対応している。
8. 公正採用への対応については「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき「公正採用選考人権啓発推進員」を設置し、大阪府「公正な採用選考のために」に基づき公正な採用選考を実施している。
9. 人権研修の実施については適切に実施している。
10. 関係法令を遵守して適切に管理運営を実施している。
11. 関係法令を遵守して適切に管理運営を実施している。
12. 関係法令を遵守して適切に管理運営を実施している。
13. 関係法令を遵守して適切に管理運営を実施している。
14. 本要項、協定、提案、その他府との事前協議による合意を遵守し運用し、その他府の指示等に協力している。

以上のことから、概ね指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や組織体制運営等を適正に行っており、また、関係法令を遵守していると判断される。 | A | ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一定期間の休館や各事業の定員削減を余儀なくされるなど厳しい運営状態だったものの、身体障がい者福祉センターA型施設として可能な限りの事業代替案を提案し、利用促進並びに利用者第一の施策を実施するなど、施設の効率的かつ効果的な運営姿勢を維持されていることは評価できる。 |
| ２平等な利用を図るための具体的手法・効果 | （１）障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っているか①　休館日・開館時間②　館内スポーツ施設・館外スポーツ施設及び会議室等諸室の利用時間③　休日の変更④　障がい者の利用等に際しての合理的配慮（２）以下の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われているか①　貸館申込手続き、利用方法諸手続きの説明②　予約申込み受付業務③　申請受付利用承認業務④　施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備⑤　諸設備、体育器具、備品等の管理、点検、貸出、補修に関する業務等⑥　稲スポーツセンターの利用の承認及びその取消⑦　入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止 | （１）　①　休館日・開館時間・休館日　　ア　火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日（その日が休日にあたるときは、その翌日。以下、この項において「定休日という。）　　イ　休日（1月1日を除く）の翌日※　　　　※その日が休日の場合　→　当該休日の次の日　　　　　その日が定休日の場合　→　定休日の次の日　　ウ　12月29日から翌年の1月3日の日　　　　※大阪府「緊急事態宣言」発出のため4/1～5/31まで休館②　体育館　　　　　　午前10時から午後8時まで　　トレーニング室　　午前10時から午後8時まで　　会議室・多目的室　午前9時30分から午後8時30分まで　　　　③　なし④　施設各所における点字表記　　館内掲示、チラシ等でのルビ表示　　やさしい日本語表記　　シンボル、絵等の補助コミュニケーションの活用　　障がい者団体の予約を優先　　障がい者専用事業、開放、イベントの実施　　受付やトレーニング室に杖置きを設置　　トレーニング室のマシンのスイッチに、点字シールを貼付　　視覚障がいのある方の当センターカードに点字シールを貼付　　車いす導線を検討し、施設内レイアウトを変更　　ファインプラザ大阪より合理的配慮についてアドバイスをいただき運営に生かす（２）①　利用方法諸手続きの説明については、受付で利用案内を手渡し　　　　説明1. 予約申込みは、受付及び電話、FAXによる受付を実施

③　申請受付利用承認業務は「大阪府立稲スポーツセンター管理　　　　規則」に基づき実施④　日報、月報、年報については、受付管理システムで適切に整備⑤　諸設備については、始業前後の日常点検を実施し、法定点検の際には立ち合いし状況確認するとともに、不具合については、補修、修理等の手配を実施⑥　利用の承認及びその取消については、「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき適正に実施　　⑦　入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止に　ついては、「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき　適正に実施 | A | （１）①休館日を毎週火曜日及び休日の翌日としている。②体育館及びトレーニング室の利用時間を午前10時から午後8時までとし、会議室・多目的室の利用時間を午前9時30分から午後8時30分までとしている。③休日の変更はなし。④施設各所に点字表記を行うとともに、館内掲示やチラシ等へのルビ表記、やさしい日本語表記、シンボル・絵等の補助コミュニケーションの活用など、障がい者の利用等に際して合理的配慮を行っている。以上のことから、概ね障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っていると判断される。（２）①利用方法諸手続きの説明については、受付で利用案内を手渡し説明している。②予約申込みは、受付及び電話、FAXによる受付を実施している。③申請受付利用承認業務は「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき実施している。④日報、月報、年報については、受付管理システムで適切に整備している。⑤諸設備については、始業前後の日常点検を実施し、法定点検の際には立ち合いし状況確認するとともに、不具合については、補修、修理等の手配を実施している。⑥利用の承認及びその取消については、「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき適正に実施している。⑦入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止については、「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき適正に実施している。以上のことから、概ね利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われていると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ３利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法・効果 | （１）府施策の方向性を理解したものとなっているか・利用環境の継続性確保について①教室等を引き続き実施すること（募集要項別添２）②教室等のＰＤＣＡを実施すること（募集要項別添３）③教室等の継続性確保や変更時の利用者対応（講師交代の２～３回前から現・新の講師による同時対応、困難な場合は利用者説明会の開催等）を実施すること・障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について①障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）から助言等を得るなど、連携体制を確保すること②障がい者の文化芸術において、国際障害者交流センター(ビッグアイ)から助言等を得るなど、連携体制が確保すること③支援学校等への職員や障がい者スポーツ指導員の派遣など地域活動支援の展開を図ること | （１）　　①　募集要項別添2に基づき教室などを引き続き実施。コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を半数にしての実施となったが、可能な限り開催数を増やし一人でも多くの方に参加いただけるように努めた。　3密が回避できない教室等はやむを得ず中止したが、可能な範囲で代替イベントを実施（再掲）・レクリエーション大会（中止）　　代替イベント「障がい者スポーツ体験会」　　　　　　　　　車いすバスケットボール、ボッチャ等・稲スポーツセンター杯卓球大会（中止）　　代替イベント「特別卓球サークル」 「特別卓球マシン練習会」　　　　　　　　「特別卓球開放」～スタッフと卓球しよう～等車いすバスケットの事業は、稲スポでは初めて取り組んだ。今後も積極的に障がい者スポーツの事業に取り組んでいく。　講師が令和元年度中に交代した「音楽レクリエーション教室」「手作りおやつ教室」の新体制での事業開始については、令和元年度末～令和２年度当初にかけて、新型コロナウイルス感染防止のため休館していたため、令和２年度になってからとなったが、「音楽レクリエーション教室」は当センター音楽教室で講師を務める音楽療法士であり、「手作りおやつ教室」は、地域でおやつ・料理教室講師を務めるベテラン講師だったこともあり、スムーズに運営した。その他の教室は前年度の講師を継続している。　②　教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」を実施し、結果を管理運営等に反映させる（年2回）　　1回目　11～12月　　2回目　2～3月③　新年度開始前に利用者説明会を実施　　その後、個別対応も実施①　障がい者交流促進センターから事業の内容・募集方法・支援学校との連携などについて助言をいただいた。また、「大阪府教員障がい者スポーツ研修(8/20：稲スポーツセンター)」、「OSAKA元気スポーツ（12/5：万博公園：障がい者スポーツブース）（大阪府赤信号点灯で中止）」の実施や、障がい者交流促進センターからの紹介で北摂地域の学校等からの障がい者スポーツの相談、備品借用等で連携②　国際障害者交流センターから事業について助言をいただき、利用者への対応や、事業メニューを工夫するなどし、既存事業を開催した。　　③　大阪府立豊中支援学校より講師派遣依頼を受け、陸上クラブを　指導（月1回）陸上クラブの約半数はスポーツセンター利用者　大阪府立箕面支援学校とボッチャについて打合せ（コロナ感染拡大防止のため本年度は開催なし）　大阪府立高槻支援学校（調整中）　大阪府教員障がい者スポーツ研修を開催（大阪府内小・中・高・支援学校教員対象：8/20） | A | （１）・利用環境の継続性確保について①募集要項別添2に基づき教室などを引き続き実施している。②教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」を実施している。（参考⑤「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査結果」参照）③必要に応じて個別対応を実施した。以上のことから、概ね、利用環境の継続性が確保できていると判断される。・障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について1. 障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）から助言を得て、多数の事業を実施している。

また、北摂地域の学校等からの障がい者スポーツの相談、備品借用等で連携体制を確保している。1. 国際障害者交流センター(ビッグアイ)から助言を受け、事業に反映させた。
2. 支援学校へ職員や障がい者スポーツ指導員を派遣したり、教員向けの研修会を開催するなどしている。

以上のことから、概ね障がい者スポーツ等活動・広域拠点性が確保できていると判断される。 | A |  |
| （２）専門性・連携体制が確保されているか（人員体制含む）①中級障害者スポーツ指導員等の有資格者が３名以上配置されているか②障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）、国際障害者交流センター(ビッグアイ)との連携が確保できる職員の配置がされているか③その他の関係機関との連携体制が確保されているか【再掲】・ビッグアイ、ファインプラザ大阪から助言等を得る・支援学校へ職員や障がい者スポーツ指導員の派遣等を実施 | （２）①　上級障害者スポーツ指導員1名　　中級障害者スポーツ指導員1名　　初級障害者スポーツ指導員1名（稲スポーツセンターで8年間の指導経験あり）　　専門指導員　1名（初級障害者スポーツ指導員養成講習会講師、保健体育教員免許：中・高）　　を配置②　大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）勤務経験者2名を配置。勤務時に「共に生きる障がい者展」などで国際障害者交流センター(ビッグアイ)で活動経験あり　③　【再掲】大阪府立豊中支援学校より講師派遣依頼を受け、陸上クラブを指導（月1回）　　大阪府立箕面支援学校とボッチャについて打合せ（コロナ感染拡大防止のため本年度は開催なし）　　大阪府立高槻支援学校（調整中）2/7に判断予定　　大阪府教員障がい者スポーツ研修を開催（大阪府内小・中・高・支援学校：8/20）・OSAKA元気スポーツ（主催：大阪府・大阪元気スポーツ実行委員会）（12/5）で障がい者スポーツの体験・指導（大阪コロナ赤信号点灯で中止）　・小・中・高等学校への障がい者スポーツの備品貸出（貸出時に、ルールや指導方法のアドバイスを実施） |  | （２）①中級障害者スポーツ指導員等の有資格者を３名以上配置している。1. 大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）勤務経験者2名を配置している。その職員が国際障害者促進センター(ビッグアイ)で開催されるイベント等への従事経験があり、両施設との連携役を担っている。
2. 【再掲】

支援学校への職員や障がい者スポーツ指導員の派遣や、教員向けの研修会等を実施するなど、関係機関との連携体制が確保されている。以上のことから、概ね専門性・連携体制が確保されていると判断される。 |  |  |
| （３）利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能しているか・教室等のＰＤＣＡを実施すること（別添３）【再掲】・利用者の満足度向上に努める取組（利用者からの苦情や要望、満足度適宜把握し、府に報告する等）・業務や経理に関する資料や報告書などを半期ごとに提出すること（４）障がい者スポーツ及び稲スポーツセンターのマーケティング（ＰＲ）に関する業務が適切に行われているか | （３）　　・教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」を実施し、結果を管理運営等に反映させる（年2回）　　　　1回目　11～12月　　2回目　2～3月　　　　アンケート用紙は、やさしい日本語でルビを振りわかりやすさを工夫。回答では、「わるい」「とてもわるい」などの選択肢を入れ、マイナス回答ができるようにするとともに、「不安」や「不満」の記載欄を追加　　　・初来館者が、体育館の場所がわからず「なにわプラット」に　　　入ったと声があったため、あいあいプラザ入口側の体育館大窓に、大きくわかりやすい「稲スポ」ポスターを掲示し施設への案内を強化するなど、日々満足度の向上に努める。　　　　　　・「利用者ご意見箱」の設置（1階、2階：常設）　　　　日常からコミュニケーションを増やし、小さなご意見でも　　　　聞き取りを実施し改善　　　　・府への資料や報告書の提出は、必要に応じ適切に実施　　　　・アンケートへの対応については、館内掲示するなどしてフィードバック。（４）　機関紙「チャレンジ」を継続して発刊し、事業の紹介や案内を　実施　　　　　59号（10月発行）　60号（1月発行）　　　　ホームページで利用案内と事業案内を実施　　　　事業案内チラシを見直し申込用紙もリニューアルする共に　　　　すべての事業を電話申込可能とし利便性を向上　　　　北摂の自治体障がい者福祉担当課に事業案内チラシを持参予定　　　　　※現在、事業定員半減により、参加枠がないため未実施　 |  | （３）教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」の実施や、「利用者ご意見箱」の設置を行い、利用者の声を聞き取っている。これらのアンケートの結果を管理運営等に反映させるなど適切に対応している。また、対応結果を府へ報告するとともに、館内に掲示するなどフィードバックも実施している。以上のことから、概ね利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能していると判断される。（４）機関紙「チャレンジ」を継続して発刊し、事業の紹介や案内を実施するほか、ホームページで利用案内と事業案内を実施している。以上のことから、概ね障がい者スポーツ及び稲スポーツセンターのマーケティングに関する業務が適切に行われていると判断される。 |  | ・HPの充実を引き続き図られたい。例えば、利用申請書のHP上への掲載等、文字の大きさや読み上げ機能の実装などの合理的配慮についても検討いただきたい。また、身体、知的、精神などの障がい特性に特化した教室の表記なども実施していただきたい。加えて他施設のHPなども参考にするなどし、利用者にとってわかりやすいHP作成を希望したい。 |
| ４施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | （１）施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っているか①　電気、機械設備運転及び保安管理業務②　清掃業務③　樹木・植栽の管理④　防火管理業務⑤　設備・機器保守点検業務⑥　その他施設の良好な維持管理に必要な業務等（２）利用者の安全対策は万全か（３）緊急時の危機管理体制を整備しているか | （１）①　専門業者による保守点検　　　受変電設備点検（年1回）　5月、8月、11月　　　吸収式冷温水機保守点検（年4回）5/2、7/13、11/7　　　空調設備点検（年2回）9/16、2/19（予定）　　　昇降機保守点検（年12回）4/20、5/15、6/22、7/13、8/24、9/14、10/19、11/20、12/18　　　自動扉保守点検（年3回）4/20、5/15、6/22、7/13、8/24、9/14、10/19、11/20、12/18　　　　②　日常清掃の実施（休館日を除く毎日）　　　体育館、トレーニング室、会議室、多目的室、ロビー　　　廊下、階段、受付、事務所、エレベーター、談話室、トイレ、更衣室、シャワー室、玄関、駐車場、外周　　専門業者によるワックス清掃　　　体育館ワックス清掃（年12回）　　　館内廊下、ロビー、会議室、多目的室など（年6回）　　定期清掃　　　空調設備フィルター清掃（年3回）就労支援B型に委託　　　定期施設清掃（年2回）　　消毒　　　施設消毒　ドア、ロッカー、机、ベンチ、洗面台、マシン、エレベーター、自販機などを消毒　　　使用備品など消毒　トランポリン、ラケット、ボール、ネット、楽器、卓球台、ピン球など使用した物品を消毒　③　　専門業者に委託　除草、剪定、高木剪定　　　道路側法面除草（年3回）就労支援B型に委託　　　駐車場外周除草（年2回）INA職業支援センターに委託　　　寄せ植えプランター17個（年4回）　　　　　　INA職業支援センターに委託　　　その他除草（草払い機で適宜除草）④　　法令に基づき、防火管理者を選任し、専門業者に委託し消防設備点検を実施するとともに、消防・防災訓練を年2回実施（1回目　9/25実施）⑤　　消防設備点検（年1回）　　　トレーニング機器点検（日常・定期）　　　日常点検、定期点検を実施し良好な維持に努める⑥　　日常点検、定期点検を実施し良好な維持に努めるとともに、専門業者に委託し適切に維持管理を実施　　　　※就労支援B型は、大阪府「工賃向上計画」に協力　　　　INA職業支援センターは職業訓練に協力　　　（２）　　①毎日開館前に目視による施設安全点検を実施、開館後は随時　　　館内外を巡視　　②安全に施設を利用していただくために、初回トレーニング講習会を実施　　③全職員対象に、消防訓練、防災訓練を実施（年2回）　　④全職員を対象に、蘇生法ダミー人形、AEDトレーナーを使用　　　したCPR研修を実施（年4回）　　⑤危機管理マニュアルに基づき　　　　　緊急時連絡体制　　　　　館内放送、警察・消防通報への通報マニュアルを整備　　　　　地震・台風・火災のマニュアルを整備　　⑥消防計画の作成　　⑦消防設備点検の実施（３）「稲スポーツセンター危機管理マニュアル」に基づき適切に整備 | A | （１）①電気、機械設備運転及び保安管理業務については、専門業者に業務委託を行い、良好な状態を維持している。1. 清掃業務については、日常清掃の実施、専門業者によるワックス清掃をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策として消毒等を実施している。
2. 樹木・植栽の管理については業務委託を行い、良好な状態を維持している。
3. 防火管理業務について、法令に基づき実施している。
4. 設備・機器保守点検業務について、適切に保守点検を実施している。
5. その他施設の良好な維持管理に必要な業務等について、専門業者に業務委託を行ったり、日常点検・定期点検を計画的に実施するなど、適切に実施している。

以上のことから、概ね施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っていると判断される。（２）・毎日の開館前の施設安全点検の実施及び開館後の巡視を行っている。・初めての利用者への初回トレーニング講習会や、全職員を対象とした防災訓練やＣＰＲ研修等を実施している。・危機管理マニュアルに基づき緊急時体制を確立している。以上のことから、概ね利用者の安全対策は万全であると判断される。（３）緊急時の危機管理体制を「稲スポーツセンター危機管理マニュアル」に基づき適切に整備している。以上のことから、概ね緊急時の危機管理体制を整備していると判断される。 | A | ・今年度新たに発生した事象であるコロナ対策として、濃厚接触者が出た場合の対応、連絡体制の整備など、適切な対応に努められたい。 |
| ５府施策との整合 | （１）府の協力要請に対応しているか①　府が実施する事業への協力（府事業に係る稲スポーツセンター使用への協力を含む）②　知的障がい者の継続雇用の取組み③　省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応④　その他の社会情勢等による府からの要請に適切に対応しているか。 | （１）①　府からの要請に適切に対応館内へのポスターの掲示等「障がい者週間」の啓発に努めた。また、スポーツ、文化教室の紹介掲示、機関誌の発行による広報等、A型施設として積極的に対応するとともに、教室の継続性、他施設との連携を行うなど広域的拠点としても積極的に取り組んだ。②　前指定管理期間から雇用されていた従事者が継続雇用を希望したため、保護者と面談の上、継続雇用を実現。　　現従事者の勤務状況は、まじめで丁寧に業務をこなし、遅刻等もなく、極めて良好である。また、現従事者が元在籍していた事業所が近隣に位置していることによる安心感や、当施設職員からの声掛けなどもあることから、職場環境整備等支援組織の活用の必要性は感じなかった。今後、必要が生じた場合は、活用を検討する。　③　電気、水、化石燃料等の使用料の低減に取り組む　　エコスタイルの実施　　冷暖房期間の温度設定を適切に管理　　グリーン購入の推進　　エコドライブの励行　　ゴミ分別の徹底　　プリンターインクカートリッジ回収　　④　府からの要請に適切に対応　　　　新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる休館や時短開館の措置、消毒や換気の徹底、対策を講じた教室開催など、府からの協議に迅速かつ徹底して対応している。 | A | （１）1. 府が実施する事業への協力については、スポーツ、レクリエーションについて必要な指導を行い、障がい者の健康の増進や社会参加の促進に資する活動を支援することを目的とした身体障害者福祉センターA型施設としての機能を充足するため、「障がい者週間」の啓発に努める、各教室活動の充実等、A型施設として積極的に対応するとともに、同施設の方向性を踏まえた適正な運営をしている。

②　前指定管理期間から雇用されていた従事者を継続雇用しており、良好な実施状況。職場環境整備等支援組織の活用については、継続雇用している現従事者が、勤務状態が極めて良好であることに加え、現従事者が元在籍していた事業所からのフォローもあったことから、今年度においては活用の必要性がなかったもの。今後、活用が望まれる場合には、活用を予定している。③省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応について、エコスタイルの実施や冷暖房期間の温度設定を適切に管理する等の対応を行っている。1. その他の社会情勢等（新型コロナウイルス対策など）による府からの要請についても迅速かつ適切に対応している。

以上のことから、概ね府の協力要請に対応していると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ６収支計画の内容、適格性および実現の程度 | （１）事業収支の計画は妥当か | （１）事業収支の計画は妥当か　新型コロナウイルスの影響により、大阪府からの臨時休館要請、感染拡大防止対策としての事業定員の削減要請、施設再開後も利用者の戻りが鈍化するなど、新型コロナウイルス感染が収束しないという不安定要素はあるものの、代替事業の開催や開催数増の工夫を行うことで、障がいの有無に関わらず、施設再開後のスポーツの機会・場の環境づくりの確保につとめ、休館中の支出減を効率的にコロナ対策に伴う支出増に充当するなどし、最終的には均衡した収支を見込んでいる。 | A | （１）新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業運営においても大きな影響を受けたものの、代替事業の開催や開催数増などの工夫を行うことで、施設再開後のスポーツの機会・場の環境づくりの確保につとめる等、入館者数増に積極的に取り組んだことや、コロナ対策における収支相殺を行うなど、最終的には収支は均衡となる見込みである。以上のことから、概ね事業収支の計画は妥当であると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ７安定的な運営が可能となる人的能力 | （１）職員体制は十分か職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか（２）職員採用、確保の方策は適切か（３）職員の指導育成や研修体制は十分か | （１）上級障害者スポーツ指導員、中級障害者スポーツ指導員、初級障害者スポーツ指導員、健康運動指導士を配置し身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターA型の機能を確保利用者の必要に応じて専門指導員が適宜指導や相談に応じている。本年度より原則として終日2名以上の配置を実施し、必要に応じて配置数を増やし利用者の安全確保に努めている（２）　　ハローワーク等で求人し、府「公正な採用選考のために」に基づき　　採用（３）　　職員研修体制に基づき適切に実施　　　　安全管理研修（年4回）　9/25、10/24（1・3月に開催予定）　　　　指導研修（年6回）　　　7/4・5・11・12・18・19・25・26　　　　　　　　　　　　　　　　8/17・19・20（以降毎月開催）　　　　人権研修（年2回）　　　9/25、10/24（1・3月に開催予定）　　　　危機管理研修（年2回）　9/24、10/24（1・3月に開催予定）　　　　アルバイト研修（随時）　　　　　資格更新研修（必要時）　　　　　個人情報保護研修（年2回）9/25、10/24（1・3月に開催予定）　　　　環境関係研修（年2回）　　9/25、10/24　　　　その他（年2回）　　　　　9/25、10/24（1・3月に開催予定） | A | （１）上級障害者スポーツ指導員、中級障害者スポーツ指導員、初級障害者スポーツ指導員、健康運動指導士を配置し、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターA型の機能を確保している。原則として終日2名以上の配置を実施し、必要に応じて配置数を増やし利用者の安全確保に努めている。以上のことから、概ね職員体制について十分であると判断される。（２）職員採用、確保の方策についてはハローワーク等で求人し、府「公正な採用選考のために」に基づき採用している。以上のことから、概ね職員採用、確保の方策は適切であると判断される。（３）職員の指導育成や研修体制については、職員研修体制に基づき適切に実施している。以上のことから、概ね職員の指導育成や研修体制は十分であると判断される。 | A | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ８安定的な運営が可能となる財政的基盤 | （１）法人の経営状況 | 令和2年度終了後に決算報告書を提出 |  | 会計を専門とする委員の意見を参考に、所管課にて評価を行う。法人の財政状況については参考資料参照。 | B | ・コロナ対策等で厳しい財政状況であったことは否めないが、選定時に、「今後、赤字を計上せずに、財政的基盤の強化に努める必要がある」との講評があった点や、同施設の運営に支障が生じないような財政的基盤が不可欠であるべきことを考慮する必要があると考えられる。 |